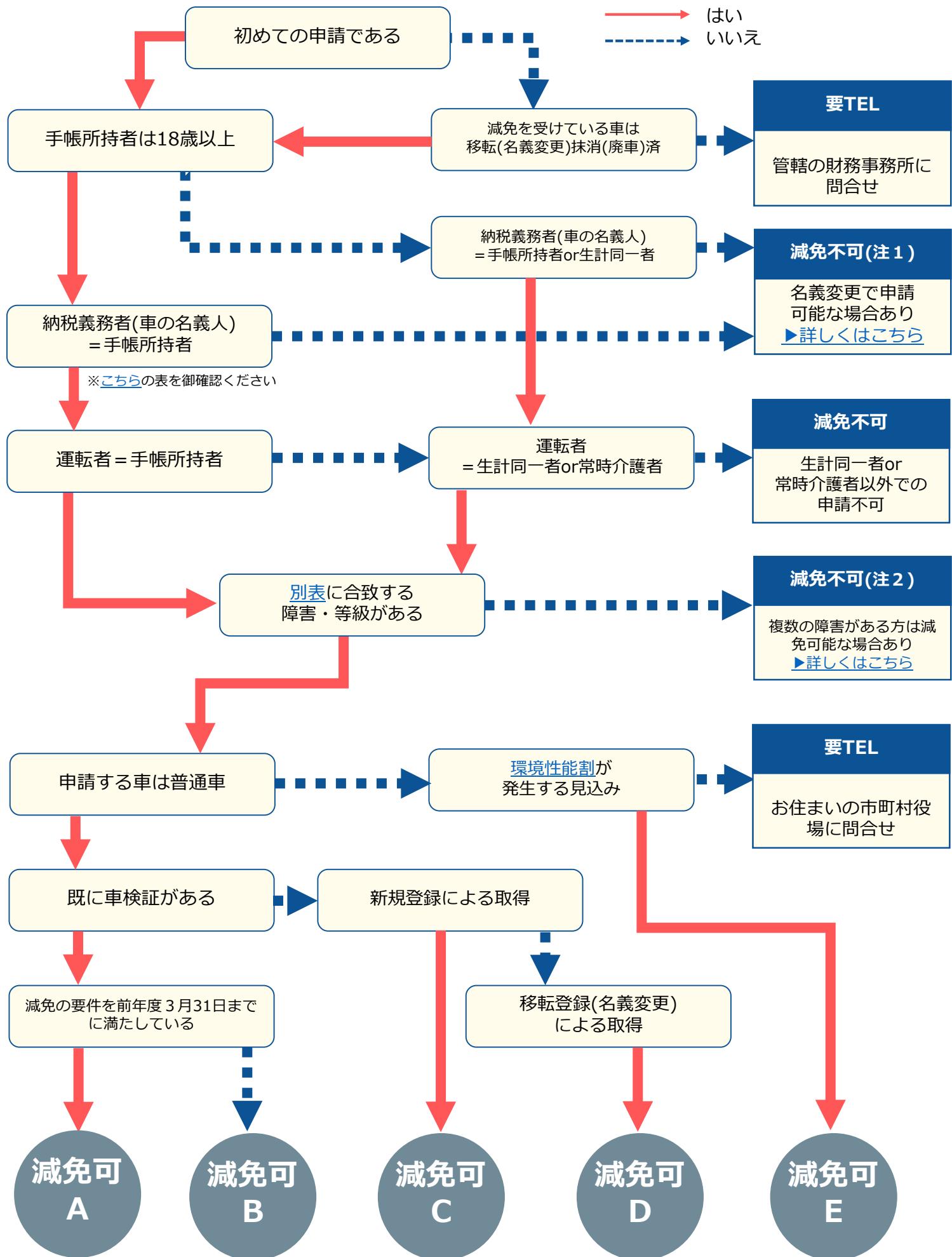


減免申請【身体障害者手帳】



減免申請【身体障害者手帳】

別表

障害名	本人が運転	家族が運転
視覚障害	1級～「4級の1」※	
聴覚障害	2級・3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級 (咽頭摘出に限る)	
上肢機能障害	1級・2級	
下肢機能障害	1級～6級	1級～3級
体幹機能障害	1級～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変 による運動機能障害	上肢 移動	1級・2級 1級～6級
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又 は直腸機能障害		1級・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級
肝臓機能障害		1級～3級

※「4級の1」とは

- ・手帳の障害名：4級
- ・視力が良い方：0.08以上0.1以下 の場合が該当（3級の2に該当するのもを除く）

▶フロー図に戻る

減免可

A

申請した年度から 自動車税種別割の減免可能です。

申請期限

自動車税種別割 納期限の7日前まで

※上記期日を過ぎてからの申請は、翌年度の種別割から減免適用

必要書類

全員必須

該当者のみ

①自動車検査証(原本)

②障害者手帳(原本)

※手帳を複数お持ちの場合は全ての手帳

③運転者の運転免許証(原本or表裏コピー)

※マイナ免許証の場合

- ・マイナンバーカード
- ・マイナ免許証取得時、警察署等で設定したマイナ免許証のパスワード
又はマイナポータルから印刷した運転免許証情報のコピー

④生計同一証明書(原本)

※運転者又は車検証の名義が生計同一者の場合

※市町福祉担当課で発行

⑤常時介護証明書(原本)

※運転者又は車検証の名義が常時介護者の場合

※市町福祉担当課で発行

申請上の注意点

必要書類の住所は全て一致していますか?

※最新の住所で統一されてない場合、減免申請はできません。

申請前に住所変更の手続きを済ませてください。

減免可

B

申請した年の翌年度から 自動車税種別割が減免可能です。

申請期限

翌年度自動車税種別割 納期限の7日前まで

※令和8年度から減免適用：**令和8年5月25日期限**

例) 令和7年12月1日申請⇒令和8年度から減免
令和8年6月1日申請⇒令和9年度から減免

必要書類

全員必須

該当者のみ

①自動車検査証(原本)

②障害者手帳(原本)

※手帳を複数お持ちの場合は全ての手帳

③運転者の運転免許証(原本or表裏コピー)

※マイナ免許証の場合

- ・マイナンバーカード
- ・マイナ免許証取得時、警察署等で設定したマイナ免許証のパスワード
又はマイナポータルから印刷した運転免許証情報のコピー

④生計同一証明書(原本)

※運転者又は車検証の名義が生計同一者の場合

※市町福祉担当課で発行

⑤常時介護証明書(原本)

※運転者又は車検証の名義が常時介護者の場合

※市町福祉担当課で発行

申請上の注意点

必要書類の住所は全て一致していますか？

※最新の住所で統一されてない場合、減免申請はできません。

申請前に住所変更の手続きを済ませてください。

減免可

C

申請した年度から自動車税環境性能割 及び自動車税種別割が減免可能です。

申請期限・申請場所

自動車の登録の日・管轄運輸支局内県税窓口

※登録を行う自動車販売業者等に以下必要書類を預ける必要があります。減免になる金額は状態によって異なるため、詳細は管轄運輸支局内県税窓口にお問合せください。窓口一覧は[こちら](#)

必要書類

全員必須

該当者のみ

①自動車検査証(原本)

②障害者手帳(原本)

※手帳を複数お持ちの場合は全ての手帳

③運転者の運転免許証(原本or表裏コピー)

※マイナ免許証の場合

- ・マイナンバーカード
- ・マイナ免許証取得時、警察署等で設定したマイナ免許証のパスワード
又はマイナポータルから印刷した運転免許証情報のコピー

④生計同一証明書(原本)

※運転者又は車検証の名義が生計同一者の場合

※市町福祉担当課で発行

⑤常時介護証明書(原本)

※運転者又は車検証の名義が常時介護者の場合

※市町福祉担当課で発行

申請上の注意点

必要書類の住所は全て一致していますか？

※最新の住所で統一されてない場合、減免申請はできません。

申請前に住所変更の手続きを済ませてください。

減免可

D

申請した年度の自動車税環境性能割及び 翌年度の自動車税種別割が減免可能です。

申請期限・申請場所

自動車の登録の日・管轄運輸支局内県税窓口

※登録を行う自動車販売業者等に以下必要書類を預ける必要があります。減免になる金額は状態によって異なるため、詳細は管轄運輸支局内県税窓口にお問合せください。窓口一覧は[こちら](#)

必要書類

全員必須

該当者のみ

①自動車検査証(原本)

②障害者手帳(原本)

※手帳を複数お持ちの場合は全ての手帳

③運転者の運転免許証(原本or表裏コピー)

※マイナ免許証の場合

- ・マイナンバーカード
- ・マイナ免許証取得時、警察署等で設定したマイナ免許証のパスワード
又はマイナポータルから印刷した運転免許証情報のコピー

④生計同一証明書(原本)

※運転者又は車検証の名義が生計同一者の場合

※市町福祉担当課で発行

⑤常時介護証明書(原本)

※運転者又は車検証の名義が常時介護者の場合

※市町福祉担当課で発行

申請上の注意点

必要書類の住所は全て一致していますか？

※最新の住所で統一されてない場合、減免申請はできません。

申請前に住所変更の手続きを済ませてください。

減免可

E

申請した年度から 軽自動車税環境性能割が減免可能です。

申請期限・申請場所

自動車の登録の日

※登録を行う自動車販売業者等に以下必要書類を預ける必要があります。軽自動車の減免についてはお住まいの市町税金取扱課にお問合せください。

必要書類

全員必須

該当者のみ

①自動車検査証(原本)

②障害者手帳(原本)

※手帳を複数お持ちの場合は全ての手帳

③運転者の運転免許証(原本or表裏コピー)

※マイナ免許証の場合

- ・マイナンバーカード
- ・マイナ免許証取得時、警察署等で設定したマイナ免許証のパスワード
又はマイナポータルから印刷した運転免許証情報のコピー

④生計同一証明書(原本)

※運転者又は車検証の名義が生計同一者の場合

※市町福祉担当課で発行

⑤常時介護証明書(原本)

※運転者又は車検証の名義が常時介護者の場合

※市町福祉担当課で発行

⑥抹消登録証明書又は移転登録後の車検証写し

※既に減免を受けている車抹消又は移転した場合

申請上の注意点

必要書類の住所は全て一致していますか？

※最新の住所で統一されてない場合、減免申請はできません。
申請前に住所変更の手続きを済ませてください。

注1

**名義変更すれば
減免が受けられる可能性があります。**

手帳の種類	車検証の「所有者」	車検証の「使用者」	証明書発行機関
身体障害者手帳（18歳以上）	障害者本人		在住の市町役場の福祉担当課
・身体障害者手帳（18歳未満） ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	障害者本人又は生計同一者		在住の市町役場の福祉担当課 もしくは管轄保健所
戦傷病者手帳	障害者本人		在住の市町役場の福祉担当課

▶ フロー図に戻る

名義変更は管轄の運輸支局に問合せ

参考：国土交通省「車を売買等により名義変更するためには」
<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/transfer/index.html>

ローンの場合は所有者がカード会社等でもOK

ローン（所有権留保付割賦販売）で購入した場合は、所有者が自動車販売会社等でも、「使用者」が障害者本人or生計同一者であれば、減免の適用があります。

名義変更の目安は3月31日

例) 令和8年度の場合



①R8.3.31までに名義変更

②R8.5.25までに減免申請

上記①②を満たした場合、

令和8年度から自動車税が免除

※①②どちらかを満たさない場合は、**令和9年度**からの減免

※当年度からの減免の申請期限は、「納期限の7日前」です。

日付は毎年異なりますので御注意ください。

注2

別表に該当がないものの複数の障害がある場合、減免が受けられる可能性があります。

障害名	本人が運転	家族が運転
視覚障害	1級～「4級の1」	
聴覚障害	2級・3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級 (咽頭摘出に限る)	
上肢機能障害	1級・2級	
下肢機能障害	1級～6級	1級～3級
体幹機能障害	1級～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢 移動	1級・2級 1級～6級
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸機能障害		1級・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級
肝臓機能障害		1級～3級

▶フロー図に戻る

等級判定の取扱い

上肢機能障害や下肢機能障害など、同一部位に複数の障害がある場合、総合等級により減免可否を判定します。

例)

左上肢機能障害：3級
右上肢機能障害：3級
総合等級：2級

▶ 上肢機能障害の場合、1級・2級のみ対象だが、同一部位に複数の障害があり、総合等級が2級
⇒上肢機能障害2級とみなし、減免OK

本人運転なら減免OKな障害が複数ある場合

障害者本人の運転なら減免対象で、生計同一者の運転では減免対象外となる方が、重複して複数の部位に障害がある場合、総合等級に読み替えて、生計同一者の運転により減免可否を判定します。

例)

上肢機能障害：3級
下肢機能障害：4級
総合等級：3級

▶ 上肢機能障害：1級・2級

下肢機能障害：1～3級

が家族運転での申請が可能だが、総合等級が3級
⇒下肢機能障害3級とみなし、家族運転での減免OK